

串間市立図書館（以下「当館」）は、「串間市個人情報保護条例」（平成 16 年 7 月 1 日串間市条例第 19 号 以下「保護条例」）に基づき、以下のように個人情報の適正な取り扱いを行います。また「地方公務員法第 34 条の守秘義務」（昭和 25 年）、「図書館の自由に関する宣言」（日本図書館協会／1954 年採択・1979 年改訂）等の個人情報に関する諸法令・条例を遵守します。

## 第 1 章（個人情報の種類）

当館で取り扱う個人情報は以下のものと定義します。

- （1）利用者情報 図書館利用者の氏名、生年月日、連絡先（住所、電話番号、E メールアドレス等）、利用券 ID 等の特定の個人を識別できる情報。
- （2）利用情報、貸出の記録（貸出状況）、予約の情報（予約状況）、リクエストカード、複製申込書、インターネット利用申請書等、上記の利用者情報に利用の記録を付加した情報。

## 第 2 章（個人情報の取得と利用）

当館は、保護条例第 6 条「収集の制限」に基づき、利用者情報を取得するときは、その利用目的を以下のように明確にし、図書館サービス業務に必要な範囲とします。取得方法については、登録・館内サービスに関わる申請書類、および一部 Web からの電子申請、また督促時に必要な場合は市民生活課へ連絡先確認のための情報請求を行うものとします。

- （1）図書館サービスの提供（貸出・予約・レファレンス）。
- （2）図書館サービスに関するアンケート調査、レファレンス事例集の公開や図書館概要の発行の際に、特定の個人を識別できない範囲内において、集計及び分析に利用することがあります。
- （3）未返却資料の延滞者に対する督促  
督促は電話、はがき、および訪問で行います。電話が通じない、督促のはがきが届かなかったなど連絡がつかなくなった場合は、市民生活課へ住民票の調査を依頼するなど、追跡調査を行います。なお、このデータは図書館資料延滞者で、かつ住所など連絡先が不明の場合のみ使用します。その他の図書館業務には使用しません。この追跡調査などで得た情報は、本人の承諾などがない限り図書館システムへの登録はしません。
- （4）利用者による資料の汚破損の場合の連絡。
- （5）拾得物、遺失物に関して、落とし主、拾得者への連絡。
- （6）図書館が行う各種行事等の案内・広報活動。

各種催し物の際に写真・映像の撮影を行うことがあり、撮影した画像は掲示・広報誌・出版物・ホームページ等の広報に利用することがあります。なお撮影に関しては、本人が了承している場合を除き、原則として個人が特定できるような撮影は行いません。

### 第3章（個人情報の管理）

当館は、保護条例第10条「安全確保の措置」に基づき、取得した個人情報を正確・最新な状態に保つとともに、漏えい、滅失、き損などを防止するため、以下のような適切な措置を講じています。

- (1) 図書館利用券の有効期限が切れた場合、利用者情報の更新手続きをします。
- (2) 貸出の記録（だれがいつなにを借りたか）は資料が返却されると同時に消去します。
- (3) 予約の情報（だれがいつなにを予約したか）は予約資料が貸出されると同時に消去します。また予約連絡票は適正な手段で処分します。
- (4) 市外転出等、本人の申出等により利用登録が取消され、利用情報を記録する必要がなくなった場合は、速やかに利用者情報を消去します。
- (5) 予約連絡・督促の際には、本人以外に資料名を開示しません。但し12歳以下について保護者又は保護者に類する管理的立場の人物からの問い合わせは例外とします。
- (6) 図書館システムに登録された個人情報は、市の保持する他の情報システムからは参照できません。

### 第4章（個人情報の提供の制限）

当館は、あらかじめ明示した範囲及び法令等の規定に基づく場合を除いて、個人情報を事前に本人の同意を得ることなく第三者に提供しません。図書館サービスの委託等、個人情報の取扱を外部に委託するときは、秘密保持にかかる契約を締結した上で、委託先の監督を行います。

### 第5章（個人情報の廃棄）

収集した個人情報は、申請書類はシュレッダーで裁断して処分し、その他の媒体はデータ消去後に適切な方法で処分します。

### 第6章（組織・体制）

当館は、個人情報の適正な維持管理に努め、職員研修等を通じてこれを徹底します。また個人情報への不正アクセスや盗難、紛失、破壊、改ざん、漏洩等を防ぐため、セキュリティ対策を徹底し、定期的に見直すなど、個人情報保護体制の確立に努めます。